

平成29年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会 議事録

1 日時

平成30年3月8日（木） 10:00～11:40

2 場所

小倉リーセントホテル「ガーデンホール」
（北九州市小倉北区大手町1-1-17）

3 出席者

（1）委員

公益代表 湯口部会長、渡邊委員、男澤委員、野田委員
労働者代表 松永委員、山田委員、法本委員、富吉委員、岡部委員
使用者代表 野畑委員、徳光委員、岡部委員、小谷委員、米田委員
専門委員 高杉九州運輸局次長（代理 原田港運課長）
木本北九州市港湾空港局長（代理 村田港営部長）

（2）事務局等

福岡労働局
岩野職業安定部長、竹之下職業対策課長、八田職業対策課長補佐
吉田雇用指導開発係長、坂田雇用指導開発係主任

山口労働局
内藤職業対策課長、岡村高齢・障害者雇用対策係主任

4 議題

- （1）議事録署名委員の指名について
- （2）港湾雇用安定等計画の施行状況について
- （3）その他

平成29年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会

平成30年3月8日（木）

（吉田雇用指導開発係長）

定刻になりましたので、ただいまから平成29年度福岡地方労働審議会関門港湾労働部会を開会させていただきます。

私は本日議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます福岡労働局職業安定部職業対策課の吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、本日の会議におきましては、公益代表委員が4名、労働者代表委員が5名、使用者代表委員が5名、合計14名の委員の方に出席いただいております。

これは、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会運営規定第7条において定められております部会の成立要件である、委員及び臨時委員の3分の2以上の出席又は労働者代表、使用者代表及び公益代表の各委員・臨時委員の各3分の1以上の出席を満たしていることを報告いたします。

また、専門委員といたしましては、2名の委員のご出席をいただいているところでございます。

なお、公益代表委員であります下関市立大学田中委員及び専門委員であります下関市港湾局工藤委員につきましては、本日所用により欠席で

ある旨、併せてご報告いたします。

議事に入ります前に、当部会の運営に関しましてご説明をさせていただきます。

当部会は原則として公開の会議となっております。そのため、当部会は傍聴ができることとなっており、その議事録等も公開の対象となっております。

そのため議事録につきましては、発言者の名前を含み福岡労働局ホームページに公開することとしておりますので、あらかじめご了承くださいますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、まず福岡労働局職業安定部長の岩野が、委員の皆様にご挨拶申し上げます。

(岩野職業安定部長)

改めまして福岡労働局職業安定部長の岩野でございます。よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、福岡地方労働審議会関門港湾労働部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃から関門港における港湾労働行政の運営につきまして多大なるご理解とご協力をいただきまして、この場をお借りしてお礼申し上げます。

さて現下の雇用失業情勢でございますが、福岡県におきましては1月の有効求人倍率が1.60倍で前年同月に比べ0.21ポイント上回っているということで、これまでにない高水準ということになっており『現下の雇用失業情勢は、着実に改善が進んでいる。』と分析しているところでございます。また山口県におきましては1月の有効求人倍率が1.57倍と、前年同月比に0.14ポイント上回っている状況でございます。一方で、こちらも着実に改善が進んでいる状況となっております。一方で、人手不足の状況が出てきているとも言えるかと思われま

す。また、関門港に関する地域別でみますと、北九州地域においては1.60倍で前年同月に比べ0.21ポイント上回り、下関地域は1.81倍で前年同月に比べ0.11ポイント上回っているという状況でございます。

人材の確保につきましては、魅力のある、そして働きやすい職場をつくっていく、そして生産性の向上が必要になってくる、というような状況でございます。

港湾労働対策でございますが、現在は平成26年4月から施行されている「港湾雇用安定等計画」に基づき、各種施策を行っているところでございます。なお、当該計画の期間は中長期的な視点から施策することが重要となっております。平成26年度から平成30年度までの5か

年計画ということになっており、現在は厚生労働本省にて新たな計画の策定に向けて準備中でございます。計画の策定に関しましては委員の皆さまにご協力いただくこともあるかと思っておりますので、その際はどうぞよろしく願いいたします。

本日の関門港湾労働部会では、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、それから平成28年度及び29年度における港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組などについて、説明をさせていただきます。

その後関門港の現状や課題等について、委員の方々から忌憚のないご意見を賜りまして、この部会を充実したものにして参りたいと考えております。本日はよろしく願いいたします。

(吉田雇用指導開発係長)

続きまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

皆様のお手元にお配りしております資料の1ページに委員名簿を付けておりますので御覧いただきたいと思っております。それでは私のほうからこの名簿順に沿ってご紹介させていただきます。お名前をお呼びいたしますので、ご面倒ではございますがその場でご起立いただきますようお願い申し上げます。

まず公益代表委員といたしまして、湯口部会長でございます。

同じく渡邊委員でございます。

同じく男澤委員でございます。

同じく野田委員でございます。

続きまして労働者代表委員といたしまして、松永委員でございます。

同じく山田委員でございます。

同じく法本委員でございます。

同じく富吉委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

続きまして使用者代表委員といたしまして、野畑委員でございます。

同じく徳光委員でございます。

同じく岡部委員でございます。

同じく小谷委員でございます。

同じく米田委員でございます。

続きまして専門委員の代理出席といたしまして、高杉委員の代理の原田港運課長でございます。

同じく木本委員の代理の村田港営部長でございます。

委員の紹介は以上になります。

続きまして、議事次第の4、部会長あいさつになります。湯口部会長にご挨拶をお願いいたします。

(湯口部会長)

関門港湾労働部会長の湯口でございます。

本日はお忙しい中、また、大変お足元の悪い中、本日の部会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

近年港湾労働を取り巻く環境につきましては、皆様御承知のとおり、規制改革の影響、近代的荷役の進展、波動性への対応等大きく変化しているところであります。

このような中で港湾労働者の雇用の改善並びに能力の開発及び向上については改善が進みつつあるものの、なお改善すべき状況にあり、雇用秩序を維持したうえで、抱える諸問題を解決していくためには、「港湾労働法」及び「港湾雇用安定等計画」に基づく港湾労働対策を確実に推進していくことが重要でございます。

本日は、関門港における港湾雇用安定等計画の施行状況、港湾労働の状況及び雇用秩序維持関係の取組について事務局から説明をいただき、その後皆様方の御意見、御質問を頂戴いたしたいと考えております。

皆様方の御配意により部会の議事が円滑に進行されるようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日はよろしく願いいたします。

(吉田雇用指導開発係長)

ありがとうございました。

それでは、議事に入りますので、湯口部会長、進行をよろしくお願
い
します。

(湯口部会長)

ではよろしくお願いたします。

議事に入る前に、本日の部会の傍聴希望者が5名いらっしゃいますが、
よろしいでしょうか。

【委員の了解を得る】

では異議なしということで、ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議題の（1）「議事録署名委員の指名」でございます。

運営規定の第6条に「部会の議事録については部会長及び部会長の指
名した委員及び臨時委員2名が署名するものとする」とされております
ので、私のお他委員2名を指名させていただきます。

労働者代表の松永委員と使用者代表の野畑委員をお願いしたいと存じ
たいが、よろしいでしょうか。

【異議なし】

ありがとうございます。

では、承認を受けましたので、松永委員、野畑委員よろしくお願いたします。

続きまして議題の（２）「港湾雇用安定等計画の施行状況について」事務局よりご説明をお願いします。

（八田職業対策課長補佐）

福岡労働局職業安定部職業対策課長補佐の八田と申します。

どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議題２の「港湾雇用安定等計画」の施行状況について、「関門港における港湾労働の状況について」と「関門港における雇用秩序維持関係の取組について」の２点につきましてご説明申し上げます。

現在の港湾雇用安定等計画につきましては、先ほどからも出ておりますように、平成２６年度から始まっております。これからご説明する内容は平成２８年度と、今年度平成２９年１２月までにおける港湾雇用安定等計画に基づく施行状況についてご説明いたします。

まずお手元の配布資料をご覧ください。

まず１ページに本部会の委員名簿、２ページから３ページに本部会運営規定、４ページに福岡地方労働審議会の委員名簿、５ページから８ペ

ージに審議会運営規定及び9ページから11ページに地方労働審議会令を載せております。

この部分に関する説明は割愛させていただきますので、後ほどご覧になってください。

次にお手元の資料12ページをご覧くださいませでしょうか。

これは「港湾労働者派遣事業許可事業所の状況」をまとめた表でございまして、平成29年12月末現在の関門港における事業免許ごとの許可事業所数を計上したものでございます。

門司港は事業免許数15件、実事業所数13事業所、小倉港は事業免許数7件、実事業所数6事業所、若松港は事業免許数8件、実事業所数も8事業所、戸畑港は事業免許数3件、実事業所数も3事業所、八幡港は事業免許数5件、実事業所数も5事業所となっており、北九州港全体で事業免許数は38件、実事業所数は35事業所となっております。これは昨年度から増減ありません。

また、下関港で事業免許数は1件、実事業所数も1事業所となっており、関門港全体では事業免許数は39件、実事業所数は36事業所となるため、関門港全体で見ましても昨年度から増減ありません。

次に13ページをお願いします。

「関門港における港湾労働者就労状況」についてご説明いたします。

なお、今後説明いたします資料につきましては、関門港の管轄である下関公共職業安定所、八幡公共職業安定所若松出張所及び小倉公共職業安定所門司出張所港湾労働課から毎月受けている各種報告を基に作成しております。

では、港ごとの企業常用、派遣労働者及び日雇労働者の就労延数について、上から、平成24年度から平成28年度については各年度の平均値を、平成29年度については、4月から12月までの平均値を計上し、また、その下段には平成28年度については月ごと、平成29年度についても、同様に12月までの月ごとの状況を計上しております。

まず、港湾労働者全体の就労延数でございますが、平成27年度の平均値と平成28年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス210、門司港はマイナス130、小倉港はマイナス154、若松港はマイナス763、戸畑港はマイナス20、八幡港はマイナス172であり、関門港全体ではマイナス1450、約3.2%の減少となっております。

また平成28年度の平均値と平成29年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス228、門司港はプラス283、小倉港はマイナス67、若松港はプラス265、戸畑港はプラス106、八幡港はマイナス307、関門港全体ではプラス493、約1.0%の増

加となっております。

次に企業常用の港湾労働者の就労延数でございますが、平成27年度の平均値と平成28年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス170、門司港はマイナス177、小倉港はマイナス156、若松港はマイナス706、戸畑港はマイナス31、八幡港はマイナス139であり、関門港全体ではマイナス1379、約3.1%の減少となっております。

また平成28年度の平均値と平成29年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス210、門司港はプラス163、小倉港はマイナス99、若松港はプラス262、戸畑港はプラス106、八幡港はマイナス282、関門港全体ではプラス360、約0.8%の増加となっております。

続きまして、派遣労働者の平均就労延数について、ご説明致します。

平成27年度の平均値と平成28年度の平均値を港ごとに比較しますと、下関港はプラス1、門司港はプラス1、小倉港はマイナス24、若松港はマイナス8、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス4、関門港全体ではマイナス34、約5.7%の減少となっております。

また平成28年度の平均値と平成29年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス20、門司港はマイナス3、小倉港は

プラス3、若松港はプラスマイナス0、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス1、関門港全体ではプラス19、約3.4%の増加となっております。

派遣労働者の平均就労延数は、平成24年度をピークに、それ以降は減少傾向にあるところでしたが、平成29年は微増となっております。

続きまして、日雇労働者の平均就労延数について、平成27年度の平均値と平成28年度の平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス41、門司港はプラス96、小倉港はマイナス2、若松港はマイナス18、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス21、関門港全体ではプラス14、約1.0%の増加となっております。

また平成28年度の平均値と平成29年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はマイナス2、門司港はプラス124、小倉港はプラス28、若松港はプラス2、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス24、関門港全体ではプラス128、約9.6%の増加となっております。

日雇労働者の就労延数につきましては、平成24年度以降は減少しておりましたが、平成28年から再び増加傾向にあるところでございます。

以上、関門港における港湾労働者の就労状況を各雇用形態における就労延数との関係で見ますと、25年度から26年度は企業常用が増加し、

派遣労働者と日雇労働者は減少しておりましたが、27年度は企業常用、派遣、日雇と全ての雇用形態で減少し、28年度については企業常用、派遣で減少、日雇は増加し、平成29年12月までは企業常用、派遣、日雇と全ての雇用形態において増加となっているところでございます。

次の14ページをご覧ください。

これは13ページの表を基に、年度ごとの関門港全体の平均就労延数をグラフで表したのですが、全体的に見て平成24年度から平成26年度までの数値は増加が続いており、平成27年度はほぼ横ばい、平成28年度は減少し、平成29年12月までで再び増加してきている状況となっております。

続きまして15ページをご覧ください。

「関門港における日雇労働者就労状況」についてご説明いたします。

これは、先ほどご説明した13ページの日雇労働者就労延数の内訳について、「安定所紹介」、「直接雇用」を分けて計上したものでございます。

表の右の「直接雇用」の港ごとの平成27年度平均値と平成28年度平均値について比較しますと、下関港はマイナス46、門司港はプラス96、小倉港はマイナス2、若松港はマイナス18、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス21、関門港全体ではプラス9、約0.7%の増加となっております。

また平成28年度の平均値と平成29年度12月までの平均値を港ごとに比較すると、下関港はプラス16、門司港はプラス124、小倉港はプラス28、若松港はプラス2、戸畑港はプラスマイナス0、八幡港はマイナス24、関門港全体ではプラス147、約11.7%の増加となっております。

次の16ページをご覧ください。

これは年度ごとの日雇労働者の平均就労延数をグラフで表したのですが、平成24年度から26年度までは減少していたところですが、27年度はほぼ横ばい、平成28年度、29年度は再び増加してきているところがございます。

次に17ページをご覧ください。

平成28年度「常用港湾労働者就労状況調」でございます。

港湾運送の業務に従事される常用労働者の方につきましては、氏名や期間などをハローワークに届け出ていただきまして、ハローワークはこの常用港湾労働者の方に港湾労働者証を交付し、労働者は携帯することとされているところですが、この常用港湾労働者の就労実人員、就労延べ数、平均就労日数を掲載しています。

平成23年度から平成27年度は各年度別の月平均を、平成28年度は各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであります。

次の18ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたもの
あります。

17ページに戻りまして、平成28年度の平均就労日数を平成27
年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.2日で前
年度の18.5日と比べると0.3日減少しております。小倉港は
13.7日で前年度と比べ0.1日減少しております。若松港は13.
1日で前年度と比べると1.0日減少しております。戸畑港は21.1
日で前年度と比べ0.2日減少しております。八幡港は15.1日で前
年度と比べると0.5日増加しております。北九州港では15.4日で
前年度と比べ0.2日減少しております。

18ページに移りまして、下関港は16.6日で前年度と比べると
0.3日減少しております。関門港全体でみると平均就労日数は
15.5日で前年度と比べ0.2日減少しております。

次に19ページをご覧ください。

こちらは平成29年12月までの「常用港湾労働者就労状況調」でご
ざいます。先ほどの説明と同じように就労実人員、就労延べ数、平均就
労日数を掲載しています。

平成24年度から平成28年度は各年度別の月平均を、平成29年度
は12月までの各月別に港ごと及び北九州港計を一覧にしたものであり

ます。

次の20ページは同様に下関港、関門港全体について表にしたもの
あります。

19ページに戻りまして、平成29年度の平均就労日数を、平成
28年度の日数と各港別に比較してみますと、門司港は平均18.6日
で前年度の18.2日と比べると0.4日増加しております。小倉港は
15.3日で前年度と比べると1.6日増加しております。若松港は1
3.5日で前年度と比べると0.4日増加しております。戸畑港は21.
7日で前年度と比べると0.5日増加しております。八幡港は15.8
日で前年度と比べると0.4日増加しております。北九州港では15.
8日で前年度と比べ0.4日増加しております。

20ページに移りまして、下関港は17.0日で前年度と比べると
0.4日増加しております。関門港全体でみると平均就労日数は
15.9日で前年度と比べ0.4日減少しております。

次に21ページをご覧ください。

「常用港湾労働者数の推移」でございます。

先程の説明と重複いたしますが、これはハローワークが交付いたしま
した港湾労働者証の枚数をカウントしたものでございまして、常用港湾
労働者として関門港で港湾業務に従事していらっしゃる方の人数の推移

につきましては、平成23年度から27年度までは、各年度末現在の港湾労働者証所持者数を、平成28年度は各月末の数を計上しております。

平成27年度末と平成28年度末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,385人から3,407人でプラス22人となっております。

各港別に平成27年度末と平成28年度末を比較してみますと、門司港はプラス8人、小倉港はプラス1人、若松港はマイナス9人、戸畑港はプラス1人、八幡港はマイナス3人、下関港はプラス24人となっております。

また、常用港湾労働者数の横の（ ）に派遣対象労働者数を内数で計上しております。

常用港湾労働者数と同様に派遣対象労働者数を平成27年度末と平成28年度末の数で比較してみますと、関門港全体では1,052人から1,105人でプラス53人となっております。

各港別に平成27年度末と平成28年度末を比較してみますと、門司港はプラス40人、小倉港はプラス26人、若松港はマイナス11人、戸畑港はマイナス4人、八幡港はプラス4人、下関港はマイナス2人となっております。

22ページ左側に関門港全体の常用港湾労働者数の推移を平成23～

27年度は年度ごと、平成28年度は月ごとに棒グラフにしたものを、右側には平成28年度末の関門港全体に対する各港の常用労働者数の割合を円グラフにしたものを載せています。参考までに後ほどご覧ください。

23ページも21ページ同様「常用港湾労働者数の推移」について、29年度12月末までの数を計上しております。

平成28年度末と平成29年度12月末の数字を比較してみますと、関門港全体では3,407人から3,424人でプラス17人となっております。

各港別に比較してみますと、門司港はプラス12人、小倉港はマイナス9人、若松港はプラス18人、戸畑港はマイナス2人、八幡港はマイナス3人、下関港はプラス1人となっております。

また、21ページ同様常用港湾労働者数の横の()に派遣対象労働者数を平成28年度末と平成29年度12月末の数で比較してみますと、関門港全体では1,105人から1,137人でプラス32人となっております。

各港別に比較してみますと、門司港はプラス1人、小倉港はマイナス4人、若松港はプラス40人、戸畑港はマイナス3人、八幡港はマイナス1人、下関港はマイナス1人となっております。

24ページも22ページ同様グラフを掲載しておりますので、参考までにご覧ください。

25ページから26ページにつきましては、「港湾労働者派遣状況一覧」となっております。

25ページは「平成28年度」、26ページは「平成29年度12月末の状況」について、「派遣締結数」及び「日雇労働者雇用数」をそれぞれ計上しております。

また、「日雇労働者雇用数」については、「安定所紹介」と「直接雇用」に分けて各港別に計上しております。

なお、港別の項目のなかに、洞海港とありますが、これは若松港、八幡港、戸畑港の3港をまとめたものとなっております。

25ページに戻りましてご説明いたしますと、港湾労働法では、事業主に雇用される常用労働者による荷役処理を原則としておりますところ、港湾運送の波動性に対応した企業外労働力につきましては、港湾労働者派遣制度に基づき派遣される他の事業主に雇用される常用労働者による労働力の需給の調整が原則とされているところでございます。

各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成27年度は3,720、平成28年度は3,760となっており、差し引きプラス40、小倉港におきましては、平成27年度は1,845、

平成28年度は1,558となっており、差し引きマイナス287、洞海港におきましては、平成27年度は1,465、平成28年度は1,317となっており、差し引きマイナス148、下関港におきましては、平成27年度は41、平成28年度は52となっており、差し引きプラス11となっております。

次にページ右の欄をご覧ください。

センター派遣あつ旋申込を行う港湾労働者派遣制度を利用したにもかかわらず、あつ旋が不調に終わるなど必要な労働力を確保できない場合には、安定所の紹介による日雇労働者の雇入れが認められておりますが、その安定所の紹介数は、平成28年度は940となっており、平成27年度の996よりマイナス56、5.6%の減少となっております。

ただ今安定所の紹介数をご説明申し上げましたが、安定所の的確な紹介が受けられない場合に限り日雇労働者の直接雇用が例外的な措置として認められているところでございます。手続きといたしましては、安定所に所定の届出をしていただいて日雇労働者の直接雇用が例外的に認められておまして、表の一番右側、直接雇用数がその数になります。

平成28年度は14,977となっており、平成27年度の15,323よりマイナス346、2.2%の減少となっております。

26ページをご覧ください。

平成29年度の派遣状況について4月～12月の状況を計上しております。

最下段の平成28年度12月末時点の合計と平成29年度12月末時点の合計を先ほどと同様に各港別に派遣締結数をみてみますと、門司港におきましては、平成28年度2,779、平成29年度2,792となっており、差し引きプラス13、小倉港におきましては、平成28年度1,229、平成29年度1,193となっており、差し引きマイナス36、洞海港におきましては、平成28年度1,026、平成29年度985となっており、差し引きマイナス41、下関港におきましては、平成28年度50、平成29年度215となっており、差し引きプラス165となっております。

ページ右欄をご覧ください。

安定所の紹介数は、平成29年度12月末時点で540となっており、平成28年度12月末時点の724よりマイナス184、約26%の減少となっております。

また、直接雇用数をみてみますと、平成29年度12月末時点は12,557、平成28年度12月末時点は11,571と、プラス986となっております。

派遣実績については、関係者の皆様のご協力により、一定の数字を残

しているところでございますが、港湾雇用安定等計画では、港湾労働者派遣制度による効率的かつ的確な労働力の需給調整を実施するため港湾労働者雇用安定センターが行う労働者派遣契約のあっせんに協力するよう努める旨の項目がございます。今後とも港湾労働者派遣制度の積極的な活用について、ご理解・ご協力をお願いいたします。

次に27ページ、28ページに、平成28年度及び平成29年度12月までの「港湾運送に係る荷役機械（小型フォークリフト）の借受状況」をまとめたものを掲載しておりますので後ほどご覧になってください。

続きまして、29ページから32ページは港湾労働雇用秩序関係資料となっております。

29ページをご覧ください。

1 「立入検査、現場パトロールの実施状況」について、平成25年から平成29年までの5年分を計上しております。

この数字は主に現場パトロールの数となっており、平成28年の実施回数は211回、実施事業所数は774事業所、平成29年の実施回数は233回、実施事業所数は898事業所となっており、現場査察に力を入れて取り組んでいるところでございます。

2 「事業所訪問指導の実施状況」につきましても同様に、平成25年から平成29年までを計上しております。

この数字は事業所訪問により事業所を指導した結果をあげております。

平成28年は延べ7回、2事業所、平成29年は延べ3回、3事業所に対して行っております。

小倉所及び下関所において平成28年、平成29年に事業所訪問指導の実施数が上がっていないのは、現場パトロール等を行った際に、訪問指導を行う必要性のある事業所や事象が見受けられなかったため、訪問指導までは至っていないということになっております。

八幡所の2事業所につきましては、のちに説明いたします共同パトロールで発見した事象に関する指導を2事業所に対し行いました。

次に3「雇用管理者の選任届の状況」です。

関門港におきましては平成29年12月末現在、80事業所、100%の事業所に選任していただいております。

また4「雇用管理者研修等の開催状況」です。

平成25年度から平成29年度を計上しており、今年度は2月20日に開催され、参加事業所は記載のとおりでございます。

続きまして、30ページをご覧ください。

5「共同パトロールの実施状況」です。

共同パトロールは年2回実施しており、平成28年度は7月27日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月28日に、平成29年度は7月12

日と、港湾労働法遵守強化旬間中の11月21日に実施いたしました。

内容でございますが、関門港港湾雇用秩序連絡会議委員及び関係行政職員等により各港運協会の協力を得まして、資料に挙げております各地区の岸壁をパトロールしたところでございます。

今年度実施したパトロールにおきまして、第2回目に問題と思われる事案を発見いたしました。それにつきまして少し説明させていただきます。

11月21日に実施しました第2回共同パトロールの際に発見した事案につきましてですが、響灘地区のパトロールを行っていた際に、ある港湾事業所の作業員と思われる労働者がその場にいたが、ヘルメットにワッペンを貼っていなかったというものになります。

その後管轄であります八幡公共職業安定所若松出張所が調査を行ったところ、当日の港湾作業は午前中であり、パトロール時にはすでに作業は終了していた。そしてその現場にいたのは作業員1名と事務方2名であり、当日の作業後の道具の修理等について話をしていた。事務方2名は本来から港湾作業員ではなく、ヘルメットにワッペンは元々貼っていないもの。ということであり、特に問題ありませんでした。

もう1件、同じく響灘地区をパトロールしていた際に、先ほどとは別の業者になりますが、ある事業所の作業員のヘルメットにワッペンが貼

っていなかったという事案になります。

こちらについて若松出張所が聞き取り等を行ったところ、作業として石灰の積み下ろし等を主に行っており、ヘルメットの汚れも激しく、洗う度にワッペンの損傷が増して剥がれてしまっていたとのことでした。

当事業所は、パトロール直後に当日剥がれていた作業員以外の作業員も含め、安定所に対してワッペンの再交付を依頼しており、再交付を行っております。その際、ワッペンの貼付についても安定所から説明しており、事業所側もその点は十分に理解している様子だったとのことでした。

今後もワッペン貼付に係るパトロールにつきましては、管轄安定所において引き続き取り組むとともに、問題が見付かった事業所だけでなく、その他の事業所につきましても、あらゆる機会を捉えて周知徹底に取り組んで参ります。

では、31ページに移りまして港湾労働法遵守強化旬間行事一覧です。

平成28年度と平成29年度の旬間中に実施した行事等を掲載しておりますのでご覧いただきたいと思っております。

最後に32ページ、各会議開催状況であります。

まず、福岡労働審議会関門港湾労働部会ではありますが、平成28年度につきましては、平成29年3月2日に開催いたしました。

次に、関門港港湾雇用秩序連絡会議でございますが、平成28年度「第48回」は平成28年7月6日に開催いたしました。平成29年度「第49回」については、平成29年6月14日に開催しております。

以上をもちまして「港湾雇用安定等計画の施行状況について」の説明を終わらせていただきます。

それから、新たな港湾雇用安定等計画策定スケジュール、今の段階では案ということになっておりますが、少し説明させていただきます。

平成30年7月から9月にかけて、港湾運送事業雇用実態調査の実施、調査結果の集計・分析を行う予定となっております。調査時点は、平成30年6月末日時点での実態調査を行うということです。

次に平成30年9月から12月にかけて、港湾労働専門委員会を複数回行う予定ということです。前回平成25年度の実績としては、3回行ったという実績があります。

それから平成30年12月から平成31年2月にかけて、地方労働審議会関門港湾労働部会等への意見照会が行われるという予定になっているとのことです。新たな港湾雇用安定等計画について、意見照会を行いたい、ということです。これによって例年関門港湾労働部会は2月下旬から3月上旬の間に開催していたところですが、30年度の労働部会につきましては、例年より早めの開催となります。時期が参りましたら早

めに日程調整等行わせていただきますので、よろしく願いいたします。

そして、平成31年2月に港湾労働専門委員会で取りまとめが行われて、雇用対策基本問題部会において新たな港湾雇用安定等計画について審議・決定が行われ、3月にその新たな港湾雇用安定等計画の告示が行われる。というスケジュールになっております。

事務局の方からの説明は以上になります。

(湯口部会長)

お疲れ様でした。ただ今の事務局からの説明に関して、ご質問、ご意見等はございましたらお願いいたします。

(野畑委員)

資料28ページの荷役機械(小型フォークリフト)の借受状況の中で、運転手付き借受総台数が2、運転手付き借受企業数が1上がっていますが、運転手付き借受、いわゆる人付きリースは禁止じゃないですか?禁止と思っていましたが。

(八田職業対策課長補佐)

それは禁止ということで、そういう事例があれば指導していくということになっております。

29年4月に若松の方でそういった事例がありましたので、管轄の八

幡公共職業安定所若松出張所の方から事業所に事実確認をして、指導したということになっております。

(野畑委員)

分かりましたが、そういった内容であれば特に（先ほどの説明の中で）説明してもらいたい。

(湯口部会長)

他に、何かご意見、ご質問ございませんか。

(松永委員)

松永です。

先ほどの野畑委員の質問に関連して、（安定所から事業所へ）指導を行ったということはいいんですが、これは事業者が禁止されているということを知っていてやったのか、分からなくてやったのか、その中身まで具体的に報告があれば教えていただきたい。

(八田職業対策課長補佐)

事業所としては分からなくてやったとのことでした。ですので、今後そういったことが無いようにということで指導を行っているということです。

(松永委員)

了解しました。

人付きリースについては、港湾労働法の趣旨から考えても禁止されているものと思いますので、徹底した指導、また、再発の無いようによくお願いしたいと思います。

それともう一点、日雇労働者の部分です。ここ近年、日雇労働者の就労状況が上がってきている、これは当然貨物の増加に伴っての増加だとは思っていますが、その増加分に対して、派遣の制度を使っている、企業間での派遣労働者の就労の日数が少ないように思えます。その原因というのを、日雇をなるべくゼロに近づけていくためには、その派遣の登録者数を引き上げる等が重要課題ではないかと思っています。

そういったところで見ると、関門港における港湾事業者数に対して、派遣の制度に登録している事業者が少ないのではないかとということも一因として考えられると思いますし、その辺をまずどういった方策があるのか、今後（派遣許可事業所を）増やしていくのかどうかということにもかかっているかと思っていますし、これは安定等計画にも入ってくるかと思われまますので、その辺をお聞かせ願いたいと思っています。

関門港の日雇労働者の割合は3%を超えてきていますよね。全国平均で見ると3%ぐらいとなっていますので、関門港が3%を超えてきてい

るということについても、そういった対策が必要ではないかと思いますので、皆さま何か案があればよろしくお願いいたします。

(八田職業対策課長補佐)

派遣許可の事業所数が少ないということについては、厚生労働省の方では特に増やそうとしているというようなことはしていないところです。

港湾労働法では、港湾作業に従事する労働者を使用する優先順位が定められていますので、各事業所における日雇労働者の雇用については、今もやっていますが各事業者の日雇労働者の利用状況の把握に努めて、安定所を通じて港湾労働法の趣旨を粘り強く説明していきたいと思っています。

(湯口部会長)

他にご意見、ご質問ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

他にご意見がないようですので、本日の部会はこれで終了させていただきます。

ありがとうございました。